ディーゼル貨物自動車	構造Ｂ	道路運送車両法施行規則第２条に規定する普通自動車又は同条に規定する小型自動車であって貨物の運送の用に供するもの	ＡＴ	1.132
			その他のもの	1
		その他のもの		1

備考１　「構造Ａ」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。

イ　最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ　乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ　運転者室の前方に原動機を有するものであること。

２　「構造Ｂ」とは、構造Ａ以外の構造をいう。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千三百二十六号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百八十四号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の三及び建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第五項第一号の規定に基づき、建築基準法施行令第百三十六条の二の十一第一号イ(2)等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十月三十日　　国土交通大臣　井林　辰憲

建築基準法施行令第百三十六条の二の十一第一号イ(2)等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件等の一部を改正する告示

（建築基準法施行令第百三十六条の二の十一第一号イ(2)等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件の一部改正）

第一条　建築基準法施行令第百三十六条の二の十一第一号イ(2)等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百三十六条の二の十一第一号ハ(2)並びに第二号の表(三)の項、(四)の項及び(六)の項から(八)の項までの国土交通大臣の指定する構造方法は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる構造方法とする。 一～三　（略）	第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百三十六条の二の十一第一号ロ(2)並びに第二号の表(三)の項、(四)の項及び(六)の項から(八)の項までの国土交通大臣の指定する構造方法は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる構造方法とする。 一～三　（略）

（確認審査等に関する指針の一部改正）

第二条　確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　確認審査に関する指針 （略） ２　（略） 一～三　（略） 四　申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第一において「申請等に係る建築物等」という。）が、次のイ又はロに掲げる建築物、建築設備又は工作物である場合にあっては、当該イ又はロに掲げる書類が添えられていることを確かめること。 イ　法第六十八条の十第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）に適合するものとする建築物、建築設備又は工作物　認定型式の認定書の写し（その認定型式が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第	第一　確認審査に関する指針 （略） ２　（略） 一～三　（略） 四　申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第一において「申請等に係る建築物等」という。）が、次のイ又はロに掲げる建築物、建築設備又は工作物である場合にあっては、当該イ又はロに掲げる書類が添えられていることを確かめること。 イ　法第六十八条の十第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）に適合するものとする建築物、建築設備又は工作物　認定型式の認定書の写し（その認定型式が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第